

▽ ▲ 組合本部活動だより ▲ ▽

《 水 産 部 》

ケープタウン協定の国内法制化に向けた進捗状況

第 208 回国会において「1977 年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する 1993 年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する 2012 年のケープタウン協定」（以下、ケープタウン協定）が承認された。現在、国土交通省および水産庁は、国会承認されたケープタウン協定の国内法制化に向け、省令改正などの手続や作業を実施している

■ ケープタウン協定導入に伴って改正される省令等

（1）船舶設備規程

ケープタウン協定に基づく要件をもとに漁業に従事する国際総トン数 300 トン以上の船舶に適用する規定の追加。
なお、同規定は、国際航海の有無にかかわらず適用される。

その他、適用対象船舶における主電源、非常電源、航海船橋の視界等の要件に関する規定が設けられる。

（2）船舶復原性規則

船舶復原性規則上の漁船に関する復原性の基準をケープタウン協定適用対象船舶に適用するよう規定が整理される（復原性基準は、正当な理由がある場合にケープタウン協定の要件によらない基準を設定することが認められている）。

（3）船舶安全法施行規則

ケープタウン協定適用対象船舶の中間検査時期を船舶検査証書の有効期間の起算日を基点に 21 ヶ月経過する日から 36 ヶ月経過する日までと規定する（現行の検査間隔と大きな差はないが、実施すべき船底検査の関係で検査間隔が 3 ヶ月ほど短縮されることとなる）。

その他、船舶検査証書の有効期間延長事由、事故等報告の規定について整理が行われる。

（4）海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令

ケープタウン協定に基づく国際船舶安全証書、国際船舶免除証書に関する規定を新設。

（5）船舶防火構造規則

ケープタウン協定に基づく防火関係の要件は、わが国に取り込まれていない部分が多く、関係規定の整理が行われる。

（6）漁船特殊規程

ケープタウン協定に基づく適用範囲、救命設備、消防設備及び防火構造、航海用具、冷凍設備、防音措置等の要件に関して規定の整理が行われる。

（7）船員法施行規則

発航直前操練の参加状況に応じた操練の実施範囲を丙区域（領海・EEZ を除く）・乙区域・甲区域で従事する国際総トン数 300 トン以上の漁船に拡大し、ケープタウン協定適用船舶の救命艇の進水・操船および救助艇操練に関して操練頻度を 3 月に 1 回へ増加させる改正が行われる。

その他、ケープタウン協定に関係する寄港国管理（PSC、ポートステートコントロール）を可能とする規定も整理される。

2 施行時期

ケープタウン協定の承認に伴って改正された省令等は、ケープタウン協定が発効した同日付で施行される。

そのため、ケープタウン協定が発効しなければ施行されず、もっとも早い場合には 2023 年 10 月に施行される可能性がある。